

株式会社 WECARS に対し、消費者庁が措置命令 －旧ビッグモーターによる修復歴に関する不当表示－

消費者庁は、旧株式会社ビッグモーターが行った中古車の「修復歴」に関する表示が不当表示に当たるとして、2024年7月24日付で、株式会社 WECARS(東京都、公取協会員)に対し、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

<違反事実の概要(7月24日付)>

(1) 違反行為者：株式会社BALM(旧株式会社ビッグモーター)

代表者名	所在地	対象車両台数(修復歴)
和泉伸二	(本社)東京都多摩市	30台

(2) 違反行為に係る事業を継承した者：株式会社 WECARS(公取協会員)

代表者名	所在地
田中慎二郎	(本社)東京都千代田区

●修復歴に関する不当表示

ビッグモーターが、一般消費者又は事業者から仕入れた中古自動車30台について、中古車情報ウェブサイト「カーセンサー」又は自社ウェブサイトにおいて、「修復歴がある」(車体の骨格部位に損傷が生じたことがある)にもかかわらず、「修復歴なし」と表示した。

○詳細については、以下の消費者庁ホームページをご覧ください。

【7月24日付 措置命令】

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation cms209 240724 01.pdf>

- ◆今回、措置命令の対象となった中古車には、買取りや下取りを行う際、「修復歴がある」にもかかわらず、それを見落とし、当該車両を販売する際、ウェブサイトにおいて、「修復歴なし」と表示したものが含まれています。
- ◆修復歴の有無は、消費者が中古車の購入を判断する際の重要な要素です。会員各社におかれましては、買取りや下取りを行う際、修復歴を見落とすことのないよう、より厳正な査定・検査を実施する等、販売する中古車の修復歴について、適正な表示を実施するための管理体制等の整備をお願いいたします。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで
TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112